

風水害等共通対策編

第1編

総則

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、雪害、道路災害、危険物等施設災害及び航空災害（以下「風水害等」という。）に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産並びに町土を風水害等の災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

震災対策編第1編第1章「3 計画の性格」に同じ
「地震防災対策」は「風水害対策」と読み替える。

3 防災の基本理念（三川町地域防災計画各編共通事項）

震災対策編第1編第1章「4 防災の基本理念」に同じ

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

- (1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）
 - ・水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
 - ・特定都市河川浸水被害対策法第33条第1項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項
- (2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項
 - ・原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。
- (3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等
 - ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第7条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受け維持される。
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

震災対策編第1編第1章「6 地域防災計画において重点を置くべき事項」に同じ

6 用語の意義

震災対策編第1編第1章「2 用語の意義」に同じ